明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○厚生労働省告示第九十四号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第七十四条の二の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第一項の規定により読み替えて適用する公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第百十条の二第六項の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する現価相当額の計算方法を次のように定め、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から適用し、確定給付企業年金法第百十条の二第六項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第百六十一条第一項の現価相当額の計算方法（平成十七年厚生労働省告示第二百六十六号）は、平成二十六年三月三十一日限り廃止する。

ただし、同日以前に、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十条の二第一項の規定により同項の権利義務を移転した場合においては、なお従前の例による。

平成二十六年三月二十四日　厚生労働大臣　田村　憲久

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第一項の規定により読み替えて適用する公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第百十条の二第六項の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する現価相当額の計算方法

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置政令（以下「経過措置政令」という。）第三条第一項の規定により読み替えて適用する公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第百十条の二第六項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第八条に規定する現価相当額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる額を乗じて得た額を第三号に掲げる額で除して得た額とする。

一　平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第一項の規定により同項の権利義務を移転する日（以下「移転日」という。）の属する事業年度の前事業年度の末日（当該移転日がその日の属する事業年度の四月一日から九月三十日までの間にあるときは、前々事業年度の末日。第三号において同じ。）における平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額

二　移転日における経過措置政令第三条第一項の規定により読み替えて適用する平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第六項の規定により平成二十五年改正法附則第八条に規定する年金たる給付の支給に関する義務を負っている者とみなされた者に係る過去期間代行給付現価の額（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額をいう。次号において同じ。）

三　移転日の属する事業年度の前事業年度の末日における当該存続厚生年金基金の過去期間代行給付現価の額の総額

○厚生労働省告示第九十五号

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五条第一項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法を次のように定め、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から適用し、厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法（昭和五十年厚生省告示第三十二号）及び厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例（平成十一年厚生省告示第百九十二号）は、平成二十六年三月三十一日限り廃止する。

平成二十六年三月二十四日　厚生労働大臣　田村　憲久

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法

1

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（以下「経過措置政令」という。）第五条第一項の規定による公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八条（平成二十五年改正法附則第七十二条において準用する場合を含む。）に規定する責任準備金相当額は、平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）が解散した場合にあっては第一号に掲げる額と第二号から第三号の五まで、第五号から第五号の七まで、第十一号、第十三号、第十五号及び第十九号の二に掲げる額を合計した額（当該基金の代議員会において、当該合計した額に第十八号に掲げる額を加えた額とすることを議決した場合にあっては、当該加えた額）を合算した額から、第七号から第九号の五まで、第十二号、第十二号の二、第十四号、第十六号及び第十九号に掲げる額を合計した額（当該基金の代議員会において、当該合計した額に第十八号の二に掲げる額を加えた額とすることを議決した場合にあっては、当該加えた額）を控除した額、平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）が解散した場合にあっては第一号に掲げる額と第二号、第四号から第四号の五まで、第六号、第六号の二及び第十五号に掲げる額を合計した額（連合会の評議員会において、当該合計した額に第十八号に掲げる額を加えた額とすることを議決した場合にあっては、当該加えた額）を合算した額から、第七号から第八号の六まで、第十号から第十号の七まで、第十六号及び第十七号に掲げる額を合計した額（連合会の評議員会において、当該合計した額に第十八号の二に掲げる額を加えた額とすることを議決した場合にあっては、当該加えた額）を控除した額とする。

一　基金又は連合会が平成十一年九月三十日において解散したものとみなしてこの告示による廃止前の厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法（昭和五十年厚生省告示第三十二号。以下「廃止前昭和五十年告示」という。）の規定の例により計算した額

二　前号に掲げる額に係る平成十一年十月から当該基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額